

今月の経理情報



バックナンバー
はこちらから

テーマ：リクルートにかかる施策の税務について

人手不足が常態化するなか、優秀な人材の確保に加えて、採用後の定着および離職防止に向けた施策の重要性が高まっています。採用・離職防止の活動に係る費用につき、税務上の取り扱いを整理します。

1. 採用活動

施策	法人税務	個人税務	留意点
採用イベント	広告宣伝費(損金)	—	飲食等が伴う場合には交際費に該当するケースもあり
人材紹介	支払手数料(損金)	—	損金算入時期は入社時(役務提供完了時)となる
リファラル制度	人件費(損金)	給与所得	紹介者(従業員)が紹介料を受け取る場合、賞与として給与課税の対象
インターン報酬	人件費(損金)	給与所得	業務指示の下での労務提供の対価であれば給与課税の対象(2か月以内で日給の場合、日額表の丙蘭で源泉徴収)
内定者研修	研修費(損金)	給与課税	採用後の職務とは直接関係のない一般的スキル習得のため、その後入社した者にのみ研修費用を負担する場合、給与課税の対象となる

2. 定着・離職防止

施策	法人税務	個人税務	留意点
奨学金返済	福利厚生費(損金)	非課税	当該奨学金が学資目的であり、その返済に充当されること、給与課税の潜脱目的でないこと
教育・研修	研修費(損金)	非課税	業務関連性が必要
社宅提供	福利厚生費(損金)	非課税	従業員から賃貸料相当額などの一定の家賃(相当家賃)を徴収すること
食事支給	福利厚生費(損金)	非課税	従業員負担が50%以上、会社負担が月7,500円以下であること
レクリエーション	福利厚生費(損金)	非課税	対象となる従業員が限定的ではなく、かつ開催頻度や規模などが社会通念上相当な範囲であること

お見逃しなく！

特定の従業員のみを対象とする施策は給与課税の対象となるため、全従業員を対象とした制度設計とすることが求められます。